三　（略）
四　前各号に掲げるもののほか、当該施設を良好な状態に維持するために必要な維持管理
4・5　（略）
6　当該施設の用途の変更、第三項第一号で定める供用期間の変更又は維持管理に係る技術革新等の情勢の変化により必要が生じたときは、維持管理計画等を変更することを標準とする。
7　（略）
（管理委託に係る技術基準対象施設の維持管理）
第六条　（略）
2　（略）
3　国土交通大臣は、管理を委託している技術基準対象施設の用途の変更、第二条第三項第一号で定める供用期間の変更又は維持管理に係る技術革新等の情勢の変化により必要が生じたときは、港湾管理者と協議の上、維持管理計画を変更できるものとする。
4・5　（略）

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第千八十五号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十八条第七項において準用する同法第二十五条の五十の規定に基づき、一般社団法人日本海事検定協会から登録事項の変更の届出があったので、同法第二十八条第七項において準用する同法第二十五条の六十二第二号の規定により、公示する。

令和七年十二月二十三日　国土交通大臣　金子　恭之

一　一般社団法人日本海事検定協会から登録事項の変更の届出があった件

危険物の収納、積付けその他の運送及び貯蔵に関する技術的基準への適合性の検査のうち、危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）第百十一条に規定する危険物の積載方法その他積付けの検査及び同令第百十二条に規定する危険物のコンテナへの収納方法の検査を行う事業所の変更

八戸事業所の名称の変更

㈠　事業所の名称の変更

変更前	八戸事業所
変更後	八戸事務所

㈡　変更年月日　令和八年一月一日

堺事務所の廃止

㈠　事業所の名称及び所在地の削除

名称	所在地
堺事務所	大阪府堺市西区浜寺石津町東一丁2番21号

㈡　廃止年月日　令和八年一月一日

二　危険物以外の特殊貨物の収納、積付けその他の運送に関する技術的基準への適合性の検査のうち、特殊貨物船舶運送規則（昭和三十九年運輸省令第六十二号）第十七条第一項に規定する液状化等物質の水分の測定及び同令第二十五条第一項に規定する液状化等物質の積載方法その他積付けの検査を行う事業所の変更

八戸事業所の名称の変更

㈠　事業所の名称の変更

変更前	八戸事業所
変更後	八戸事務所

㈡　変更年月日　令和八年一月一日

○関東地方整備局告示第二百五十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

関東地方整備局長　橋本　雅道

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　一号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
東京都港区虎ノ門一丁目三〇〇番一から同区虎ノ門一丁目三〇〇番三まで	前	二八・一〇～四一・九〇メートル	〇・〇〇九キロメートル
	後	三〇・〇〇～四一・九〇メートル	〇・〇〇九キロメートル

㈣　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局東京国道事務所

○関東地方整備局告示第二百五十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一号	東京都港区虎ノ門一丁目三〇〇番一から同区虎ノ門一丁目三〇〇番三まで	関東地方整備局及び同局東京国道事務所

供用開始の期日　令和七年十二月二十三日

○中部地方整備局告示第百十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

中部地方整備局長　森本　輝

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　一号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
掛川市千羽字宮ノ前二六四番一から同市薗ケ谷字非尻ケ谷五二〇番一まで	前	二〇・六七～七五・五一メートル	〇・五九八キロメートル
	後	二〇・六七～八二・四〇メートル	〇・五九八キロメートル

㈣　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局浜松河川国道事務所